

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月11日

(宛先)

埼玉県 西部 環境管理事務所長

報告者 氏名又は名称及び住所 埼玉県熊谷市田島16
並びに法人にあっては クマコン熊谷株式会社
その代表者の氏名 代表取締役 小林 智
(電話番号 0485-88-1616)



埼玉県生活環境保全条例第20条第3項の規定により、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施の状況を報告します。

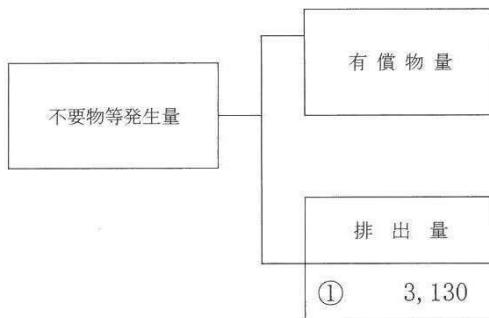
事業場の名称	クマコン熊谷株式会社 川越工場
事業場の所在地	埼玉県狭山市新狭山 1-1-4
事業の種類	大分類 E 製造業 中分類 21 窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3,000 t	全処理委託量	3,000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	3,000 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：コンクリートくず*)



自ら直接 再生利用した量
② 0

自ら中間処理した後に 再生利用した量
⑧ 0

項目	実績値
① 排出量	3,130
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3,130
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	3,130
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
③ 0

自ら中間処理 した量
④ 0

④のうち熱回 収を行った量
⑤ 0

自ら中間処理によ り減量した量
⑦ 0

自ら中間処理した後の 処理業者への委託量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 再生利用した量
⑧ 0

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑨ 0

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑨ 0

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

自ら中間処理した後に 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑩ 3,130

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 3,130

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
- 2 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記載すること。
- 3 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記載すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら直接埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の残さ量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分をした量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項）への処理委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量
- 4 第2面の左下の表には、項目ごとに産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの産業廃棄物の実績値を記載すること。
- 5 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。